

(案)

風水害タイムライン（事前防災行動計画）
の運用に関する要領

令和2年 月 日

西 東 京 市

目 次

1	台風等が発生した場合の措置	1
	(1) 情報収集等	1
	(2) 情報提供及びT L レベルの周知	1
	(3) T L レベルにおける実施事項の実行	2
	(4) T L レベルの移行または解除	2
2	T L レベル設定基準	2
3	危機管理対策会議	3
	(1) 危機管理対策会議の開催	3
	(2) 危機管理対策会議の構成	3
	(3) 危機管理対策会議の協議事項等	3
	(4) 意思決定と指示系統	3
	(5) T L レベル等の周知	4
	(6) 危機管理対策会議の廃止	4
4	災害対策本部	4
	(1) 災害対策本部の設置	4
	(2) 災害対策本部の構成	4
	(3) 災害対策本部の設置場所	4
	(4) 災害対策本部の協議事項等	4
	(5) 意思決定と指示系統	5
	(6) T L レベル等の周知	5
	(7) 災害対策本部の廃止	5
5	危機管理対策会議及び災害対策本部事務局	5
6	その他	5

※T L レベル：タイムラインレベル

市は、日本列島南方海上等に台風等が発生し、その台風等が東京地方に風水害、土砂災害又はその両方の被害を発生させる恐れがある場合には、市の危機管理事案としてこれに対応する必要がある。台風等の進路又は台風等により刺激されて大雨をもたらす前線等の動きに注意を払い、市民及び職員の安全を確保し、的確かつ総合的な対応を行うことを目的に、「西東京市風水害タイムライン（事前防災行動計画）」（以下「タイムライン」という。）の運用について、以下を標準として対処する。対処に当たっては、事態の状況に応じて、その変化に柔軟かつ的確に対応する。

1 台風等が発生した場合の措置

（1）情報収集等

気象庁予報部より「台風に関する気象情報」又は「発達する熱帯低気圧に関する情報」が発表された場合には、総務部危機管理課（以下「危機管理課」という。）において各種ツールを用いて情報収集を行う。情報収集にあたっては、各地の気象台等が発表する気象情報や、気象庁以外の機関が発表する情報にも留意すること。なお、これを行う期間は、総務部危機管理担当部長（以下「担当部長」という。）の指示があるまで、3（5）「危機管理対策会議の廃止」により危機管理対策会議が廃止されるまで、または4（6）「災害対策本部の廃止」により災害対策本部が廃止されるまでのいずれかとする。

（2）情報提供及びTLレベルの周知

1（1）にて得られた情報により、台風又は熱帯低気圧が今後東京地方に影響を及ぼす恐れがあると担当部長が認めた場合は、担当部長の命により危機管理課担当から公開羅針盤の掲示板等（以下「掲示板」という。）により全庁へ情報提供し注意を促すと伴に、担当部長は必要に応じて2「TLレベル設定基準」を参考にTLレベルを設定し、前記と同様の方法で周知する。なお、この場合に設定するTLレベルは「1」に限定するものではなく、事態の状況に応じて柔軟かつ的確に設定できるものとする。

(3) TLレベルにおける実施事項の実行

各課等は、TLレベルが設定された場合には、タイムラインに記載の実施事項を課長等の指揮の下、速やかに実行する。なお、当初に設定されたTLレベルが「2」以上であった場合には、設定されたTLレベル以下のTLレベルにおける実施事項についても漏れなく実行するよう注意する。

(4) TLレベルの移行または解除

危機管理対策会議又は災害対策本部が設置されるまでのTLレベルの移行又は解除については、1(1)等にて得られた情報に基づき、2「TLレベル設定基準」を参考に、担当部長において行う。TLレベルの移行又は解除を行った際には、1(2)と同様の方法により速やかに全庁に情報提供を行うものとする。

2 TLレベル設定基準

TLレベルの設定、移行又は解除については、次の表を参考に柔軟に決定する。

TLレベル	相当する警戒レベル	状況例	想定される気象情報	
			洪水	土砂
1	—	気象庁の5日後進路予想で、台風が関東を直撃する恐れがある。	早期注意情報 (警報級の可能性)	
2	1	4～2日後を目安に台風が東京地方に影響する恐れがある。危機管理対策会議の開催。	早期注意情報 (警報級の可能性)	
3	2	3～1日後を目安に台風が東京地方に影響する恐れがある。災害対策本部設置。	大雨注意報、 洪水注意報	
4	3	24～8時間後を目安に台風が東京地方を直撃する恐れがある。	大雨警報、 洪水警報	「土砂災害警戒判定メッシュ情報」警戒 (赤色)

5	4	12～3時間後を目安に台風が東京地方を直撃する恐れがある。市内で道路冠水、浸水被害が発生。	土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、記録的短時間大雨情報	「土砂災害警戒判定メッシュ情報」非常に危険（薄紫色）・極めて危険（濃紫色）
6	5	台風が東京地方を直撃し、強雨及び強風により外出困難。石神井川の氾濫、土砂災害の発生。	大雨特別警報	
7	—	各種気象警報が解除された。市内の建物等にも被害が発生し、避難施設にも避難者が残っている。		

3 危機管理対策会議

(1) 危機管理対策会議の開催

危機管理基本ガイドラインに規定する危機管理対策会議を開催する。これを開催した場合には、危機管理課担当から掲示板により速やかに全庁へ周知する。

(2) 危機管理対策会議の構成

危機管理対策会議は、危機管理基本ガイドラインに規定する市長、副市長、教育長、部長級職員、その他市長が指名する職員をもって構成する。

(3) 危機管理対策会議の協議事項等

危機管理対策会議にて、以下の事項につき協議等する。

- ① 危機管理課及び各部等で収集した情報の共有
- ② 避難情報及び職員配備態勢の発令の見通し
- ③ TLレベルの移行又は解除
- ④ タイムラインに記載のない事項で実施の必要があると認める事項
- ⑤ その他

(4) 意思決定と指示系統

① 市長は、危機管理対策会議の議事について、構成員による協議等を踏まえ決定し、構成員を指揮監督する。

② 部長は、市長の命を受け、部内各課を指揮する。

(5) TLレベル等の周知

既に設定しているTLレベルの移行又は解除を決定した場合には、市長の命により危機管理課担当から掲示板により速やかに全庁へ周知する。

(6) 危機管理対策会議の廃止

危機管理対策会議は、発生した台風等が今後東京地方に与える影響が無い若しくは軽微で、継続して会議を開催する必要が無くなったと判断した時、又は災害対策本部を設置する場合には、市長の命によりこれを廃止する。廃止を決定した際には、危機管理課担当から掲示板により速やかに全庁へ周知する。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

西東京市地域防災計画第3部第2章第1節の基準により設置する。これを設置した場合には、危機管理課担当から掲示板により速やかに全庁へ周知する。

(2) 災害対策本部の構成

災害対策本部は、地域防災計画に規定する市長、副市長、教育長、災害対策本部員をもって構成する。

なお、東京都知事、田無警察署長、西東京消防署長及び陸上自衛隊第一師団長（又は第一後方支援連隊長）の指定する情報連絡員並びに西東京市消防団長の本部会議への出席を拒むものではない。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として防災センターに設置する。

(4) 災害対策本部の協議事項等

災害対策本部にて、以下の事項につき協議等する。

① 危機管理課及び各部等で収集した情報の共有

② 避難情報及び職員配備態勢の発令

- ③ T Lレベルの移行又は解除
- ④ タイムラインに記載のない事項で実施の必要があると認める事項
- ⑤ その他

(5) 意思決定と指示系統

- ① 本部長（市長）は、災害対策本部の議事について、本部員による協議等を踏まえ決定し、災害対策本部の職員を指揮監督する。
- ② チーム長（総務部長、市民部長、都市基盤部長）は、本部長（市長）の命を受け、チーム内部長と相互に連携し、チーム内対策について調整する。
- ③ 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。
- ④ 班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理する。
- ⑤ 各部・班の職員は、部長、班長の命を受け、部、班の事務に従事する。

(6) T Lレベル等の周知

既に設定しているT Lレベルの移行又は解除を決定した場合には、本部長（市長）の命により危機管理課担当から掲示板により速やかに全庁へ周知する。

(7) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、西東京市地域防災計画第3部第2章第1節の基準に基づき、これを廃止する。廃止を決定した際には、危機管理課担当から掲示板により速やかに全庁へ周知する。

5 危機管理対策会議及び災害対策本部事務局

危機管理対策会議の事務局は、総務部危機管理課の職員をもって充てる。また、災害対策本部の事務局にあつては、西東京市地域防災計画第2部第4章第1節の規定による。

6 その他

本運用要領は、タイムラインの運用状況及びタイムラインを用いた訓練の結果等を踏まえ、適宜、見直しを行う。